平成２１年（フ）第９０４号
神戸市垂水区名谷町高曽2292番地の10　市住４―1116号、住民票上の住所神戸市長田区二葉町３丁目４番１―1302号
債務者　中谷　忠弘
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９０８号
神戸市長田区庄山町２丁目１番６―203号
債務者　西河　　仁
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０１号
兵庫県西宮市常磐町１番６号
債務者　稲田　良子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５５号
兵庫県西宮市桜町４番10号　桜ハイツⅡ107号
債務者　白川　静治
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２５号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目80番地の14
債務者　小林　良彰
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２８号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―720号
債務者　青木　末夫
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８８８号
広島県東広島市八本松飯田６丁目19番８号プランタンＣ102号
債務者　伊藤　あい
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９２４号
広島市佐伯区五日市中央１丁目４番31―101号
債務者　塩飽　　徹
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９３５号
広島県廿日市市地御前２丁目４番13号
債務者　花田　晋一
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９４３号
広島市南区松川町５番３―302号
債務者　天野　奈美
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９４５号
広島市中区中町２番５―506号
債務者　廣瀬　義文
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０６５号
広島県東広島市高屋町郷651番地８
債務者　土井ゆかり
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０９９号
広島市中区吉島西２丁目10番５―102号
債務者　北村　順行
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５６号
長崎県島原市宇土町乙856番地
債務者　吉田真由美
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
長崎県雲仙市千々石町己619番地
債務者　堀川　泰幸
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
長崎県雲仙市国見町土黒甲34番地
債務者　横田　友幸
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
長崎県南島原市加津佐町己3297番地２
債務者　山﨑　佐弥
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目13番５―202号
債務者　田川　公一
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係